

【令和6年用】更新申請要項（電子申請用）

岡山市競争入札参加資格について、有資格者名簿登録期間の更新（建設工事格付、建設工事以外の希望業種変更を含む。）を希望する場合は、次により申請してください。

対象部門：「建設工事」、「測量、建設コンサルタント業務等（以下「コンサル」という。）」、「役務」、「物品」、「食料品」

1 申請方法

原則として電子申請による

電子申請URL <https://06fb9641.form.kintoneapp.com/public/okayamacity-koushinshinsei>

電子申請フォーム 岡山市競争入札参加資格更新申請

- ・該当する更新期限月の申請期間内に申請が完了するよう、期限を厳守してください。
- ※ **申請期間を過ぎて申請された場合、および更新期限月より前に申請された場合は受付できません。**必ず受付期間内に申請・提出（添付書類を郵送する場合）してください。
- ・添付書類はPDF形式等のデータでご準備の上、電子申請フォーム内にアップロードしてください。アップロードができない場合のみ、各添付書類を郵送等で期間内（必着）に送付してください。（簡易書留等、配達記録が行われる方法を取ってください。）
- ・添付書類を郵送する場合は、封筒の表面に「更新申請」と朱書きしてください。
- ・申請状況の確認は電子申請システム内で行ってください。

2 申請期間

更新期限月の1日から20日（閉庁時刻午後5時15分）まで

（岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）に規定する休日を除く。）

更新期限月（有資格者名簿登録期間）	申請期間
令和6年 1月（2024年 1月31日まで）	令和6年1月4日（木）～ 令和6年1月19日（金） 午後5時15分まで
令和6年 2月（2024年 2月29日まで）	令和6年2月1日（木）～ 令和6年2月20日（火） 午後5時15分まで
令和6年 3月（2024年 3月31日まで）	令和6年3月1日（金）～ 令和6年3月19日（火） 午後5時15分まで
令和6年 4月（2024年 4月30日まで）	令和6年4月1日（月）～ 令和6年4月19日（金） 午後5時15分まで
令和6年 5月（2024年 5月31日まで）	令和6年5月1日（水）～ 令和6年5月20日（月） 午後5時15分まで
令和6年 6月（2024年 6月30日まで）	令和6年6月3日（月）～ 令和6年6月20日（木） 午後5時15分まで
令和6年 7月（2024年 7月31日まで）	令和6年7月1日（月）～ 令和6年7月19日（金） 午後5時15分まで
令和6年 8月（2024年 8月31日まで）	令和6年8月1日（木）～ 令和6年8月20日（火） 午後5時15分まで
令和6年 9月（2024年 9月30日まで）	令和6年9月2日（月）～ 令和6年9月20日（金） 午後5時15分まで
令和6年 10月（2024年10月31日まで）	令和6年10月1日（火）～ 令和6年10月18日（金） 午後5時15分まで
令和6年 11月（2024年11月30日まで）	令和6年11月1日（金）～ 令和6年11月20日（水） 午後5時15分まで
令和6年 12月（2024年12月31日まで）	令和6年12月2日（月）～ 令和6年12月20日（金） 午後5時15分まで

※ 更新期限月とは、本市に登録してある決算日の属する月の翌月から起算して1年7か月目のことを指します。

岡山市ホームページの有資格者名簿では、「有資格者名簿登録期間」として表示してある月になります。

（引続き有資格者名簿への掲載を希望する場合、この更新申請は毎年必要です。）

なお、有資格者ごとに更新期限月が異なりますので、各自ご確認ください。

岡山市ホームページURL <https://www.city.okayama.jp/>

事業者情報 > 入札・契約 > 入札参加資格審査申請 > 業者情報 > 業者検索

3 添付書類を郵送する場合の提出先及び申請に関する問合せ先

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市財政局財務部契約課

〔担当〕管理係 電話 086-803-1194（直通） FAX 086-803-1736

4 審査結果

申請内容を本市の審査基準に基づき審査し、岡山市ホームページの有資格者名簿への掲載をもって結果通知とします。

岡山市ホームページで次回更新期限月等をご確認ください。（審査済の方は更新期限月が変更されています。）

5 適用日等（更新期限月に申請した場合）

- ・有資格者名簿登録期間の更新・・・申請月の審査終了後から適用。（次回更新期限月の月末まで）
- ・建設工事格付・・・・・・・・・・・・・申請月の翌月から適用。（次回更新期限月の月末まで）
- ・希望業種変更（建設工事以外）・・・申請月の翌月から適用。（次回更新期限月の月末まで）

6 添付書類（以下の書類をPDF形式等で電子申請フォーム上にアップロードしてください。郵送も可能です。）

【市内業者等の区分について】

市内業者	「建設工事」	岡山市内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有する者。
	「コンサル」「役務」 「物品」「食料品」	岡山市内に本社、本店等主たる営業所を有する者。
準市内業者 (市内扱業者を含む。)	「建設工事」	市内業者以外の者で、岡山市内に建設業の許可を受けた従たる営業所を有する者。
	「コンサル」「役務」 「物品」「食料品」	市内業者以外の者で、岡山市との取引に係る権限が委任されている支店又は営業所等を岡山市内に有する者。
市外業者	全業種	市内業者及び準市内業者以外の者。

※岡山市内に営業所を有していても、委任先等として岡山市に名簿登録していない場合は市外業者になります。

No.	添付書類（PDF形式等）	対 象	適 要
1	納税証明書 (国税)	全業者	<ul style="list-style-type: none"> ・申請月から3か月以内に取得したもの。(注下) ※法人の場合は様式「その3の3」 ※個人業者の場合は様式「その3の2」
2	納税証明書 (岡山県税)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内業者 ・準市内業者 ・岡山県内に本社または委任先がある市外業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請月から3か月以内に取得したもの。(注下) ※岡山県の様式「納税証明書交付申請書」で、証明書の使用目的を「指名願添付・入札参加資格審査申請」、申請税目を「県徴収金等の滞納がないこと」で証明を受けたもの。
3	滞納無証明書 (岡山市税)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内業者 ・準市内業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請月から3か月以内に取得したもの。(注下) ・岡山市の様式「滞納無証明書交付申請書」で証明を受けたもの。 ・準市内業者の方は、委任先等（市内の支店又は営業所等）の内容で取得してください。
4	滞納無証明書 (代表者の岡山市税)	本社の代表者が岡山市に住民登録している場合	<ul style="list-style-type: none"> ・申請月から3か月以内に取得したもの。(注下) ・岡山市の様式「滞納無証明書交付申請書」で証明を受けたもの。 ※個人業者で「No.3 滞納無証明書」と同じ内容となる場合は、提出は不要です。
5	社会保険料納入証明書 (社会保険料) 【市内業者のみ】	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の市内業者 ・職員数5人以上の市内個人業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請月から3か月以内に取得したもの。(注下) ・指定様式「社会保険料納入証明申請書」で証明を受けたもの。 ※所轄の年金事務所で取得してください。 (原則郵送による申請をお願いします。) ※社会保険の適用を除外されている場合は、指定様式「社会保険の適用事業所ではないことの申出書」を提出してください。 (部門別提出書類一覧を参照してください。)
6	商業登記事項証明書	法人	<ul style="list-style-type: none"> ・申請月から3か月以内に取得したもの。(注下) ※「現在事項全部証明書」を取得してください。 (「履歴事項全部証明書」も可。)
7	代表者の住民票	個人業者	<ul style="list-style-type: none"> ・申請月から3か月以内に取得したもの。(注下) ※代表者について、住民登録のある市町村で取得してください。 ※マイナンバーの記載は必要ありません。 記載されている住民票を取得した場合は、マイナンバーの箇所をマスキングして写しを取り、写しのほうを提出してください。
8	身分証明書		<ul style="list-style-type: none"> ・申請月から3か月以内に取得したもの。(注下) ※代表者について、本籍地の市町村で取得してください。
9	登記されていないこと の証明書		<ul style="list-style-type: none"> ・申請月から3か月以内に取得したもの。(注下) ・後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がないことを証明したもの。 ※代表者について、法務局で取得してください。 ※証明内容の記入誤りが多く見られます。住所等の番地等が一部違っていても再提出になりますので、証明書取得時に十分ご注意ください。
10	組合員名簿 ※事業協同組合等が申請 をする場合のみ必要	事業協同組合等 (全業種)	<ul style="list-style-type: none"> ・最新のものを、現在日(令和〇年〇月〇日現在)を入れて提出してください。(様式は問いません。) ※事業を営んでいない個人の情報は除いて作成してください。 ※組合員に変更があった場合は、速やかに変更届を提出してください。
11	※部門別提出書類	全業者 (登録している部門ごと)	<ul style="list-style-type: none"> ・本市に登録をしている部門ごとに必要書類を提出。 ・各部門の提出書類については、「部門別提出書類一覧」による。 ※各部門の提出書類で財務諸表など共通する書類は1通でかまいません。

(注)「申請月から3か月」=申請日より前の3か月 (例:10月申請の場合→7月1日以降のものはすべて可、日にち単位ではありません)

7 注意事項

- (1) **書類の不備、不足等がある場合は、申請は受理されません。**申請が不受理となった部門又は更新期限月に手続きができなかった部門は、更新期限月の月末で有資格者名簿から削除されます。
※資格の再取得（復活）を希望する場合は下記を参照してください。
- (2) **納税証明のうち、「No. 3 岡山市税」については、完納が分かる書類が提出できない場合は、申請は受理されません。**「No. 1 国税」、「No. 2 岡山県税」、「No. 4 代表者の岡山市税」及び「No. 5 社会保険料」については、**完納でない場合、申立書(1)を提出すれば申請は受理できますが、岡山市指名停止基準に基づき指名留保となります。指名留保の期間は、入札（見積）に参加できません。**
※指名留保の解除にあたっては証明日時で滞納がないことが分かる証明の提出が必要です。
- (3) 「建設工事」部門に申請する場合は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に完成工事高の合計がない場合は申請できません。
- (4) 申請事項に変更が生じた場合には、速やかに指定様式「**岡山市競争入札参加資格審査申請書変更届**」（以下「**変更届**」）を提出してください。必要な添付書類等については、岡山市ホームページにてご確認ください。
※更新申請書は変更届の代わりにはなりません。必ず変更届を別途提出してください。
※商業登記事項に**会社分割等**の組織再編の記載が申請月から1年以内にあり、変更届を提出していない場合は変更届を受理するまで不備扱いとなることがあります。
- (5) 会社更生手続、民事再生手続等を申請した場合や指名停止事由に該当する事件、事故等を起こした場合、行政処分等を受けた場合には、その旨を速やかに届け出てください。報告が著しく遅れた場合又は報告がない場合には、指名停止期間が加算されることがあります。
- (6) 有限責任事業組合契約に関する法律に基づく有限責任事業組合（LLP）における更新申請の添付書類のうち、「No. 1 国税」、「No. 2 岡山県税」、「No. 3 岡山市税」、「No. 4 代表者の岡山市税」、「No. 5 社会保険料」及び「No. 6 商業登記事項証明書」については、当該組合及び各組員ごとに該当する書類の提出が必要です。
- (7) 岡山市ホームページに「指定業者としての心得」を掲載していますのでご確認ください。
また、制度改正及び契約課発注情報等についてもホームページでご案内しておりますので、随時ご確認ください。

《 資格の再取得（復活）を希望する場合 》

未更新のため有資格者名簿から削除された方で、資格の再取得を希望する方は、更新期限月の翌月から起算して10か月目までの申請期間中であれば、更新申請を行ってください。

※名簿から削除された年が前年でも、最新の要項に従って申請してください。

※更新申請フォーム内の【備考】「更新期限月に更新申請を行わなかった場合」に本来の更新期限を入力してください。

ただし、10か月目の申請期間終了期日までに更新申請が受理されないときは、新規申請による手続きが必要になります。

- (例) 令和5年2月末更新の場合 → 更新申請不可。新規申請による手続きが必要。
令和5年7月末更新の場合 → 令和6年5月（申請書受付5月20日）まで更新申請可
令和5年10月末更新の場合 → 令和6年8月（申請書受付8月20日）まで更新申請可

申請書の受付は各月1日から20日（土日祝日を除く）の間で、当該申請が受理された場合は、申請月の翌月から有資格者名簿に登録されます。この場合における「建設工事格付」、「希望業種変更（建設工事以外）」の適用も、**申請月の翌月**です。

なお、資格の再取得（復活）による更新申請においては、最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書又は財務諸表を添付してください。

このほかにも追加資料を求めることがあり、提出できない場合、更新申請は受理されません。

■ 次回の更新について ■

資格の再取得（復活）により有資格者名簿に登録された場合においても、**次回更新期限月は登録される決算日の翌月から起算して1年7か月目**となります（**申請した月の1年後ではありません**）。

必ず岡山市ホームページの有資格者名簿で登録期間をご確認ください。

社会保険料納入証明書について

提出書類	対象者	取得方法等
社会保険料 納入証明書	市内業者のうち ■法人 ■職員数5人以上の個人業者	<ul style="list-style-type: none"> ○別紙様式「社会保険料納入証明申請書」に必要事項(事業所整理記号及び番号は必ず記載してください。)を記入し、所管の年金事務所へご提出ください。(1部) ○年金事務所より、「社会保険料納入証明書」(以下「納入証明書」という)が発行されますので、原本又は写しを入札参加資格申請書に添付してください。 ○申請月から3か月以内に取得したものが有効となります。(資格の再取得(復活)を希望する場合においても提出する月から3か月以内) ○納入証明書の住所が、入札参加資格申請の所在地と異なるときは、以下の書類をいずれか1点添付してください。(住所が確認できる部分の写し) <ul style="list-style-type: none"> ・事業所あての公共料金請求書又は領収書の写し ・事業所名義で契約した賃貸契約書の写し

対象期間	発行日の属する月の25か月前の月分から発行日において既に納期が経過した月分までの23か月 (年金事務所が電算証明で対応できる全期間)
------	------------------------------------------------------------------------------

※申請書に期間を記入する必要はありません。年金事務所にて必要な期間を証明していただけます。

申請月ごとの対象期間については別紙「社会保険料納入証明書有効期間早見表」を参照ください。

注意事項

- (1) 社会保険料とは、「健康保険料」、「厚生年金保険料」、「子ども・子育て拠出金」をいいます。
- (2) 「強制適用事業所」にもかかわらず社会保険に加入していない場合は、加入したうえで、適用通知書の写しを提出してください。
- (3) 個人事業者の方で、強制適用事業所に該当しない場合は、納入証明書を提出する必要はありませんが、「任意適用事業所」の場合は提出してください。
- (4) 納入証明書の請求及び「強制適用事業所」、「任意適用事業所」に該当するかどうか等についてのお問い合わせは、所管の年金事務所へお願いします。
- (5) 年金事務所への申請は、切手を貼った返信用封筒を同封の上、原則郵送による申請をお願いします。年金事務所窓口にて申請を行った場合も、原則郵送による交付となります。
(「社会保険料納入証明書」の交付には2～3営業日程度かかりますので、余裕をもって申請してください。)
申請を委任される場合で、受任者あての返送を希望される際は、送付先が確認できる書類(行政書士証票の写し等)を添付してください。
お急ぎ等の理由で、郵送ではなく、事業主が年金事務所の窓口で「社会保険料納付証明書」の交付を希望される場合は、写真付き身分証明書(運転免許証等)をお持ちください。
事業主以外の方が申請の場合は、委任欄に記入の上、受任者の写真付き身分証明書(運転免許証等)をお持ちください。
不明な点がございましたら、所管の年金事務所へご確認ください。
岡山西年金事務所 電話(086)－214－2163 岡山東年金事務所 電話(086)－270－7925
※両事務所とも音声案内が流れますので④番を押してください。
- (6) 審査時に疑義が生じた場合、追加書類の提出及び関係機関に問い合わせることがあります。

<参考>

1 「強制適用事業所」とは、次のア又はイに該当する事業所です。

ア 次の事業を行い、常時5人以上の従業員が働いている事務所、工場、商店の個人事業所

a 製造業 b 土木建築業 c 鉱業 d 電気ガス事業 e 運送業 f 清掃業 g 貨物積卸業
h 物品販売業 i 金融保険業 j 保管賃貸業 k 媒介周旋業 l 集金案内広告業
m 教育研究調査業 n 医療保健業 o 通信報道業 p 社会福祉更生保護業

イ 法人事業所で常時従業員(事業主のみの場合を含む)を使用するもの

2 「任意適用事業所」とは、上記の適用事業所以外の事業所であっても、従業員の半数以上が厚生年金保険等の適用事業所となることに同意し、事業主が申請して厚生労働大臣の認可を受けた事業所です。

【令和6年用】

社会保険料納入証明書有効期間早見表

早見表の見方については下記の例を参考にしてください。

① 申請月ごとの有効な証明書発行日(証明日)

申請月	有効な証明書発行日		
令和6年	1月	令和5年10月1日	～ 令和6年1月31日
	2月	令和5年11月1日	～ 令和6年2月29日
	3月	令和5年12月1日	～ 令和6年3月31日
	4月	令和6年1月1日	～ 令和6年4月30日
	5月	令和6年2月1日	～ 令和6年5月31日
	6月	令和6年3月1日	～ 令和6年6月30日
	7月	令和6年4月1日	～ 令和6年7月31日
	8月	令和6年5月1日	～ 令和6年8月31日
	9月	令和6年6月1日	～ 令和6年9月30日
	10月	令和6年7月1日	～ 令和6年10月31日
	11月	令和6年8月1日	～ 令和6年11月30日
	12月	令和6年9月1日	～ 令和6年12月31日

② 発行月ごとの証明対象期間

証明書発行月	証明対象期間		
令和5年	10月	令和3年9月	～ 令和5年7月
	11月	令和3年10月	～ 令和5年8月
	12月	令和3年11月	～ 令和5年9月
令和6年	1月	令和3年12月	～ 令和5年10月
	2月	令和4年1月	～ 令和5年11月
	3月	令和4年2月	～ 令和5年12月
	4月	令和4年3月	～ 令和6年1月
	5月	令和4年4月	～ 令和6年2月
	6月	令和4年5月	～ 令和6年3月
	7月	令和4年6月	～ 令和6年4月
	8月	令和4年7月	～ 令和6年5月
	9月	令和4年8月	～ 令和6年6月
	10月	令和4年9月	～ 令和6年7月
	11月	令和4年10月	～ 令和6年8月
	12月	令和4年11月	～ 令和6年9月

例

令和6年3月に更新申請(未更新による資格喪失後10か月以内の再取得を含む)を行う場合
表の①, ②を順番に確認します。

- ① 申請月ごとの有効な証明書発行日(証明日)の令和6年3月の行を確認
有効な証明書発行日は令和5年12月1日～令和6年3月31日となっており、その期間の発行日(証明日)であれば有効です。
- ② 発行月ごとの証明対象期間を確認
有効な証明書の発行月は令和5年12月、令和6年1月、2月、3月のためその行を確認します。
3月に社会保険料納入証明書を取得する場合、令和4年2月から令和5年12月の証明をしてもらうことになります。

※市の「社会保険料納入証明申請書」に必要事項を記入したものを年金事務所へ提出してください。
年金事務所で②の表に対応した期間を証明してもらえます。

社会保険料納入証明申請書

※以下の太枠内に記入してください。

1 申請者

①事業所整理記号	②事業所番号

2 証明書の請求枚数

枚

3 証明事項等

③証明対象期間	④出力区分	⑤証明範囲区分
発行日の属する月の25か月前の月分から発行日において既に納期が経過した月分までの23か月	一括用のみ	延滞金含む

岡山市競争入札参加資格審査申請書に添付するため、上記の期間について、納入証明書を発行願います。

令和	年	月	日
----	---	---	---

備考欄

申請者欄

〒	—
事業所所在地	
事業所名称	
事業主職氏名	
電話番号	

委任欄（※事業主以外の方が申請・受領する場合は、委任欄への記入が必要です。）

私，上記申請者は社会保険料納入証明書の交付申請及び受領について、下記の者に委任します。
受任者氏名
受任者住所
委任者との関係

【注意事項】

- 年金事務所への申請は、切手を貼った返信用封筒を同封の上、原則郵送による申請をお願いします。申請後、「社会保険料納入証明書」は原則として年金事務所へ届出をされている所在地へ郵送されます。
- 「社会保険料納入証明書」の交付には2～3営業日程度日数がかかります。余裕をもって申請してください。
- 郵送ではなく、事業主が年金事務所の窓口で「社会保険料納付証明書」の交付を希望される場合は、写真付き身分証明書（運転免許証等）をお持ちください。事業主以外の方は委任欄に記入の上、受任者の写真付き身分証明書（運転免許証等）をお持ちください。
- 不明な点がございましたら、所管の年金事務所へご確認ください。

届出コード	届書	決裁	年 月 日			
6	8	0	所長	副所長	課長	担当者
※業務使用欄 記入しないでください						

社会保険の適用事業所ではない ことの申出書

令和 年 月 日

岡山市長様

〒 -

本社所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者職氏名 _____

下記のとおり、社会保険の適用事業所ではないことを申し出ます。
なお、この申出書の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

理 由	<input type="checkbox"/> 事業開始時から	※いつの時点から適用事業所ではないか記入してください。
	<input type="checkbox"/> 年 月 日から	
	
	
	
以上の理由により、現在は社会保険の適用事業所ではありません。		
令和 年 月 日、関係機関()、 担当者()氏に上記内容について確認しました。		

注) 1 この申出書は、市内業者のうち、法人及び職員数5人以上の個人業者の方で、健康保険又は厚生年金保険の加入義務がない方のみ提出してください。

2 審査時に疑義が生じた場合、関係機関への問い合わせや、追加書類の提出を求められることがあります。

部門別提出書類一覧（建設工事）

No.	提出書類 (PDF形式等)	対 象	摘 要
①	建設業許可確認書類 (以下のうちいずれか一つ) 1. 建設業許可通知書 2. 建設業許可証明(確認)書 3. 国土交通省の「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」により印刷した「建設業者の詳細情報」(PDF)	全業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最新のもの。(通知書の内容に変更があったときは、変更届の控え(写し)を添付してください) ※ 申請月の月末までに有効期限が切れる場合は希望できません。許可更新中の場合は、更新中であることがわかる証明書を提出してください。許可更新中であることがわかる証明書も提出できない場合は、受理印のある建設業許可更新申請書の写しを提出してください。
②	契約締結先等の名称, 所在地, 許可の最新の状況がわかるもの	・ 準市内業者 ・ 市外業者 ※上記のうち該当者のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最新の建設業許可(更新)申請書に添付した「営業所一覧」の契約締結先が記載されている箇所を提出してください。 なお、許可(更新)申請後に変更があった場合は変更届出書の写しも提出してください。 ・ 契約の締結等を営業所等に委任して登録している場合又は契約の締結等を委任しない岡山市内の営業所を登録している場合は提出してください。 <li style="padding-left: 20px;">準市内業者・・・必須 <li style="padding-left: 20px;">市外業者・・・契約の締結等を委任している場合に必要
③	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	全業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直前の決算期のもの。ただし、会社合併等があった場合は、直前の決算期以外のものを求めることがあります。 ・ 結果通知日が申請月の末日(土日祝日の場合はその前日)までのものに限り。 ※ 手続き中で該当の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書が提出できない場合は、指定様式「申立書(2)」を添付して申請してください。 ※ 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の「雇用保険加入の有無」「健康保険加入の有無」, 「厚生年金保険加入の有無」の欄が「無」の場合は別途書類の提出が必要になります。契約課管理係までご連絡ください。
④	ISO登録証	・ 市内業者 ・ 準市内業者 ※上記のうち右の条件に該当し、主観点数の加算を希望する者のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 格付の等級決定時に主観点数として加算されます。 ただし、申請月の月末までに有効期限が切れる場合は、加算対象になりません。 ※ (公財)日本適合性認定協会(JAB)によって、認定・登録された審査登録機関から発行された有効期間内の登録証(認証状)を取得しているもの(定められたサーベイランス審査を受けていること)又は国際認定機関フォーラム(IAF)相互承認グループに加盟している認定機関(原則1国1機関)から審査登録機関として認定された機関発行の有効期間内の登録証(認証状)を取得しているもの(定められたサーベイランス審査を受けていること)。 ※ 付属書のみによる認定は、加算対象になりません。
⑤	岡山市グリーンカンパニー活動の実践事業所認定・登録証, 登録証又は認定証	・ 市内業者 ・ 準市内業者 ※上記のうち右の条件に該当し、主観点数の加算を希望する者のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 格付の等級決定時に主観点数として加算されます。 ただし、申請月の月末までに有効期限が切れる場合は、加算対象になりません。 ※ 手続中で認定・登録証等が提出できない場合は、受付印のある受付票を提出してください。 ■ 岡山市グリーンカンパニー活動についての問合せ先 岡山市ゼロカーボン推進課 電話 (086) 803-1282 (直通)
⑥	建設業労働災害防止協会加入証明書	・ 市内業者 ・ 準市内業者 ※上記のうち右の条件に該当し、主観点数の加算を希望する者のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 格付の等級決定時に主観点数として加算されます。 ・ 申請月から3か月以内に取得したもの。 ・ 格付の等級決定時に主観点数として加算されます。 ■ 加入等についての問合せ先 建設業労働災害防止協会 電話 (03) 3453-8201 建設業労働災害防止協会岡山県支部 電話 (086) 225-4132

No.	提出書類(PDF形式等)	対 象	摘 要
⑪	協力雇用主登録及び保護観察対象者等の雇用実績に係る証明書 ※岡山保護観察所で証明を受けてください。	・市内業者 ・準市内業者 ※上記のうち右の条件に該当し、主観点数の加算を希望する者のみ	<ul style="list-style-type: none"> 格付の等級決定時に主観点数として加算されます。 証明日が申請月から3か月以内のもの。 指定様式「証明願（協力雇用主登録及び保護観察対象者等の雇用実績に係る証明書）」へ必要事項を記入したものに証明を受けたもの。 岡山保護観察所に協力雇用主として登録（注1）され、過去2年間（注2）に同一の保護観察対象者等（注3）を3か月以上雇用（注4）した実績があるものが対象です。 （注1）証明依頼日時点においても登録されている必要があります。 （注2）過去2年間は、「証明依頼日以前の2年間」とします。 （注3）「保護観察対象者等」とは、下記の者をいいます。 ①更生保護法（平成19年法律第88号）第48条に定める保護観察対象者 ②更生保護法（平成19年法律第88号）第85条に定める更生緊急保護の対象者 （注4）雇用形態（常用、有期等）は問いません。 証明書の請求方法については「建設工事特記事項」を参照してください。
⑫	岡山市消防団協力事業所表示証交付書	・市内業者 ・準市内業者 ※上記のうち右の条件に該当し、主観点数の加算を希望する者のみ	<ul style="list-style-type: none"> 格付の等級決定時に主観点数として加算されます。ただし、申請月の月末までに有効期限が切れる場合は、加算対象になりません。 手続き中で交付書が提出できない場合は、岡山市消防団協力事業所受付票（岡山市消防企画総務課の受付印があるものに限る。）の写しを提出してください。 ■ 交付書についての問合せ先 岡山市消防局消防企画総務課消防団係 電話(086) 234-9973
⑬	「岡山市SDGs推進パートナーズ」登録証	・市内業者 ・準市内業者 ※上記のうち右の条件に該当し、主観点数の加算を希望する者のみ	<ul style="list-style-type: none"> 格付の等級決定時に主観点数として加算されます。 「岡山市SDGs推進パートナーズ」として登録されている方 ただし、申請月の月末までに有効期限が切れる場合は、加算対象になりません。 ※ 入札参加資格の新規・更新申請月に「岡山市SDGs推進パートナーズ」として登録される見込みがあるが、手続き中で登録証の写しが提出できない場合は、お問合せください。 ※ 「事業協同組合に係る競争入札参加資格及び審査のための客観的審査事項に関する特例」の適用を受けている事業協同組合がこの申請を希望する場合は、協同組合名義で受けた登録書の写しを提出してください。 ■ 登録証についての問合せ先 岡山市SDGs・ESD推進課 電話(086) 803-1351

注意事項

- 書類の不備、不足等がある場合は、申請の不受理又は格付の結果に反映されない場合があります。
- この建設工事格付調書における格付の適用期間は、申請月の翌月から次回更新期限月の月末までです。ただし、格付の適用期間中に有資格者名簿から削除された期間は適用されません。
- 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」の欄が「無」の場合は別途書類の提出が必要になります。加入関係書類が提出できない場合は、申立書等を提出すれば申請は受理できますが、岡山市指名停止基準に基づき**指名留保**となります。この期間は、入札（見積）に参加できません。契約課管理係までご連絡ください。
- 事業協同組合で、競争入札参加資格及び客観的審査事項に関する特例の適用を受けようとする場合は、「事業協同組合特例申請」が必要です。更新申請書と同時に提出してください。
なお、詳細については事前に契約課までお問い合わせください。

建設工事特記事項

【格付希望業種について】

- (1) 格付の等級決定は、**市内業者、準市内業者のみ**行います。また、直前の決算日（審査基準日）の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「通知書」という。）と本申請時に提出された書類で行います。ただし、通知書について、会社合併等があった場合は、直前の決算期以外のものを求めて格付の等級決定を行う場合があります。
※市外業者・・・希望業種のみ登録となります。
- (2) 格付希望業種として希望できるのは、**通知書の完成工事高が「0」でなく、かつ総合評定値の記載がある業種**です。
また、委任の有無に関わらず、岡山市に登録しているすべての営業所がその業種について建設業許可を取得していることが必要です。
- (3) 格付希望業種は、「**市内業者は3業種**」まで、「**準市内業者及び市外業者は2業種**」まで申請できます。
なお、原則として、**第1格付希望業種が指名等における第1順位**となります。

【格付希望業種】

土木	鋼構造物	熱絶縁
建築	鉄筋	電気通信
大工	舗装	造園
左官	しゅんせつ	さく井
とび・土工・コンクリート	板金	建具
石	ガラス	水道施設
屋根	塗装	消防施設
電気	防水	清掃施設
管	内装仕上	解体
タイル・れんが・ブロック	機械器具設置	

【交通安全施設工事及び体育施設工事の希望について】

○ 交通安全施設工事

第1格付希望業種が「とび・土工・コンクリート工事」の方で「交通安全施設工事」を希望される方は、「交通安全施設工事・体育施設工事实績調書」と、実績がわかる「工事経歴書（1期分）」の提出が必要です。
※希望された場合は、「交通安全施設工事」のみの入札（見積）参加となります。

○ 体育施設工事

第1格付希望業種が「土木工事」又は「とび・土工・コンクリート工事」の方で「体育施設工事」を希望される方は、「交通安全施設工事・体育施設工事实績調書」と、実績がわかる「工事経歴書（1期分）」の提出が必要です。
※希望された場合は、「体育施設工事」のみの入札（見積）参加となります。

【格付の適用期間について】

格付の適用期間は**申請月の翌月から次回更新期限月の月末まで**です。
ただし、格付の適用期間中に有資格者名簿から削除された期間は適用されません。

【部門別提出書類一覧（建設工事）に関して】

○ 災害時における防災協定に関する協定等を岡山市と締結している団体の取り扱いについて

対象となる団体は、**令和5年9月30日までに上記協定等を締結し、格付の等級決定の主観点数として加点対象になると認められた団体**です。

なお、令和5年10月1日以降に協定等を締結した団体は、本要項では加点の対象になりません。

令和5年10月1日から令和6年9月30日までに協定等を締結した団体は、令和7年の要項で加点の検討対象となります。 ※詳細な団体名は、部門別提出書類一覧（建設工事）に記載しています。

○ 「障害者雇用状況報告書[事業主控]」の確認印の請求について

- 【請求方法】 原則として持参（郵送も可）により、岡山市障害福祉課へ請求してください。
※ 郵送の場合は、返送までに時間を要する場合がありますので、余裕をもって手続きされますようお願いいたします。
- 【必要書類】 「障害者雇用状況報告書[事業主控]」の写し
※ 郵送の場合は、「障害者雇用状況報告書[事業主控]」写しと返信用封筒（宛先を記入し、切手を貼付したもの）を岡山市障害福祉課に郵送してください。
- 【注意事項】 **岡山市障害福祉課の確認印がないものは契約課で受理しません。**
必ず、提出前に確認印の押印を受けてください。

○ 「障害者の雇用状況届出書（誓約書）」の確認印の請求について

- 【請求方法】 原則として持参（郵送も可）により、岡山市障害福祉課へ請求してください。
※ 郵送の場合は、返送までに時間を要する場合がありますので、余裕をもって手続きされますようお願いいたします。
- 【必要書類】 ① 「障害者の雇用状況届出書（誓約書）」に必要事項を記入したもの
② 確認書類
- ・ 障害の程度が分かる資料の写し
（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳）
 - ・ 障害者の雇用が確認できる書類の写し
〔 例：雇用保険被保険者証、健康保険被保険者証、障害者を雇入れた場合の助成を受給していることを証する書類等
※詳しくは、岡山市障害福祉課へお問い合わせください。〕
- ・ 確認書類は、岡山市障害福祉課で保管され、「障害者の雇用状況届出書（誓約書）」のみ返却されます。
- ※ 郵送の場合は、上記必要書類①、②と返信用封筒（宛先を記入し、切手を貼付したもの）を岡山市障害福祉課に郵送してください。
- 【注意事項】
- ・ 確認書類は、「障害者の雇用状況届出書（誓約書）」の「①障害者雇用者数」に記入した人数分必要です。
（1名以上で加算の対象となるため、本人の同意を得られた方のみ的人数を記入してください。）
 - ・ 「障害者の雇用状況届出書（誓約書）」の作成にかかる障害者の把握および確認にあたっては、厚生労働省策定の「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」により適正に対応してください。
（ホームページ：<https://www.mhlw.go.jp/content/000581104.pdf>）
 - ・ **岡山市障害福祉課の確認印がないものは契約課で受理しません。**
必ず、提出前に確認印の押印を受けてください。

「障害者雇用状況報告書[事業主控]」及び「障害者の雇用状況届出書（誓約書）」に関する 請求・問合せ先

〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目1番1号（保健福祉会館7階）
岡山市保健福祉局 障害・生活福祉部 障害福祉課
〔担当〕 就労・自立支援係 電話：086-803-1234（直通）

参考

障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）抜粋

（用語の意義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。第六号において同じ。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者をいう。
- 二 身体障害者 障害者のうち、身体障害がある者であつて別表に掲げる障害があるものをいう。
- 三 重度身体障害者 身体障害者のうち、身体障害の程度が重い者であつて厚生労働省令で定めるものをいう。
- 四 知的障害者 障害者のうち、知的障害がある者であつて厚生労働省令で定めるものをいう。
- 五 重度知的障害者 知的障害者のうち、知的障害の程度が重い者であつて厚生労働省令で定めるものをいう。
- 六 精神障害者 障害者のうち、精神障害がある者であつて厚生労働省令で定めるものをいう。

（一般事業主の雇用義務等）

第四十三条 事業主（常時雇用する労働者（以下単に「労働者」という。）を雇用する事業主をいい、国及び地方公共団体を除く。

次章を除き、以下同じ。）は、厚生労働省令で定める雇用関係の変動がある場合には、その雇用する対象障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。第四十六条第一項において「法定雇用障害者数」という。）以上であるようにしなければならない。

7 事業主（その雇用する労働者の数が常時厚生労働省令で定める数以上である事業主に限る。）は、毎年一回、厚生労働省令で定めるところにより、対象障害者である労働者の雇用に関する状況を厚生労働大臣に報告しなければならない。

○第二条第二号から第六号について具体的には下記のとおり

- ・「身体障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する者このうち「重度身体障害者」とは、1級又は2級とされる者
 - ・「知的障害者」とは、児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者の雇用の促進等に関する法律第19条の障害者職業センターにより知的障害者と判定された者
 - ・「重度知的障害者」とは、知的障害者のうち知的障害の程度が重いと判定された者
- 具体的には、次のいずれかに該当する者
- (ア) 療育手帳で程度が「A」とされている者
 - (イ) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医による療育手帳の「A」に相当する程度（特別障害者控除を受けられる程度等）とする判定書を受けている者
 - (ウ) 障害者職業センターにより「重度知的障害者」と判定された者
- ・「精神障害者」とは、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

○各労働者の用語解説

常用雇用労働者・・・雇用契約の形式を問わず事実上期間の定めなく雇用されている労働者

具体的には次の（ア）から（ウ）に該当する方

（ア）雇用期間の定めのない方

（イ）期間（1か月、6か月等）を定めて雇用されている方のうち、その雇用期間が反復更新されて事実上上記（ア）と同様の状態にあると認められる方

（ウ）日々雇用される方のうち、その雇用期間が反復されて事実上上記アと同様の状態にあると認められる方

短時間労働者・・・雇用保険における短時間労働保険者の方（1年以上継続して雇用されることが見込まれ、週の所定労働時間が20時間以上30時間未満）

短時間トライアル雇用労働者・・・障害者短時間トライアル雇用奨励金対象者

○ 「証明願（協力雇用主登録及び保護観察対象者等の雇用実績に係る証明書）」の提出について

【請求方法】 原則として郵送（持参も可）により、岡山保護観察所へ請求してください。

- ※ 郵送の場合は、返送までに時間を要する場合がありますので、余裕をもって手続きされますようお願いいたします。

【必要書類】 ① 「証明願（協力雇用主登録及び保護観察対象者等の雇用実績に係る証明書）」に必要事項を記入したもの

- ※ 「協力雇用主登録日」及び「保護観察対象者等の雇用期間」を訂正したものは受付できません。ご不明の場合は、事前に岡山保護観察所へ確認し、記入してください。

② 雇用実績証明資料（被雇用者の出勤簿、タイムカード、シフト表等の写し）

- ・ 証明資料は、岡山保護観察所で保管され、「証明願（協力雇用主登録及び保護観察対象者等の雇用実績に係る証明書）」のみ返却されます。

- ※ 郵送の場合は、上記必要書類①、②と返信用封筒（宛先を記入し、切手を貼付したもの）を岡山保護観察所に郵送してください。

「証明願（協力雇用主登録及び保護観察対象者等の雇用実績に係る証明書）」に関する 請求・問合せ先

〒700-0807

岡山市北区南方一丁目8-1

法務省 岡山保護観察所

[担当] 処遇部門

電話：086-234-5802（直通）

災害に関する協定を締結している団体への加入証明書交付願

証明申請日 令和 年 月 日

〒 -

申請者 所 在 地

名 称

代表者職氏名

上記申請者が、下記団体に加入していることを証明します。

（災害時における防災協力に関する協定）

- 岡山舗装業協議会
- 一般社団法人岡山県建設業協会 岡山東地域
- 一般社団法人岡山県建設業協会 岡山西地域
- 一般社団法人岡山県建設業協会 西大寺地域
- 一般社団法人岡山県建設業協会 建部地域
- 一般社団法人岡山県建設業協会 和気地域
- 高松地区建設安全協力会
- 京山・石井・中央学区建設安全協力会
- 岡山市南区建設同友会
- 水土里ネット研究会
- みどりの会
- 岡山防災ネット協議会
- 一般社団法人岡山県電業協会
- 岡東地区建設安全協会
- 旭川東建設安全協議会
- おかやま災害対策研究会
- 岡山北防災協議会
- 中区安全協議会
- 南部地域安全対策協議会
- 御南会
- 龍の会
- 北区防災協会
- 一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会中国支部
- 東区防災協議会
- おかやま防災協議会
- 岡山ネットワーク協議会
- 岡山県管路更生技術協会
- 岡山環境防災協会
- 岡山エリア防災協議会

（災害時における水道施設の応急復旧等に関する協定）

（災害時における市有施設等の応急対策に関する協定）

- 岡山市管工設備協同組合
- 岡山県配電盤工業協同組合

令和 年 月 日

証明者 所 在 地

名 称

代表者職氏名

印

※上記の加入している団体の□欄にチェックしてください。

※建設工事技術資料用として申請する場合は、開札日より3か月以内の証明が必要です。

※入札参加資格審査申請用として申請する場合は、申請日より3か月以内の証明が必要です。

障害者雇用状況届出書の提出義務のない事業者用

※障害者雇用状況報告書提出義務のある事業者は、この書式を使用できません。
公共職業安定所に提出する障害者雇用状況報告書の写しを提出してください。

障害福祉課
確認印

障害者の雇用状況届出書(誓約書)

岡山市長 様

※必ず障害福祉課で確認印を受けたものを契約課に提出してください。

①から④について障害福祉課確認日現在の内容を記入してください。

①障害者雇用者数

※雇用契約書(労働条件通知書)にて、雇用契約を締結している障害者の人数

障害種別	雇用人数	
身体障害者	(ア)	人
知的障害者	(イ)	人
精神障害者	(ウ)	人
合計 (ア)+(イ)+(ウ)		人

②雇用者数

※雇用契約書(労働条件通知書)にて、雇用契約を締結している人数

総従業員数 (障害者雇用者数含む)	(エ)	人
----------------------	-----	---

- (ア) 身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する者
- (イ) 児童相談所, 知的障害者更生相談所, 精神保健福祉センター, 精神保健指定医又は障害者職業センターにより知的障害者と判定された者
- (ウ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (エ) 岡山市競争入札参加資格審査更新申請書又は新規申請書に記載の職員数とは違って構いません。

③「①障害者雇用者数」で計上した者の手帳番号

障害種別 (身体・知的・精神)	手帳番号 (身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)

※5名以上の場合は別紙(書式は任意)を作成し、添付してください。

④障害者の雇用が確認できる書類(写し)の種類 ※雇用している障害者分

雇用保険被保険者証		人
健康保険被保険者証		人
障害者を雇入れた場合の助成を受給していることを証する書類		人
その他 ()		人

③および④で記載した各手帳(写し)および雇用確認書類(写し)を「障害者の雇用状況届出書」(本書類)に添付して提出してください。添付書類は障害福祉課で保管され、届出書のみ返却されます。

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)第2条第2号から第6号までの規定のいずれかに掲げる上記の障害者を、当社従業員として雇用していることを報告します。

なお、この報告書の記載事項は、すべて事実と相違ないことと、報告書を提出するにあたり、対象者の同意を得ていることを誓約します。

また、この報告書に基づき障害者の雇用状況について調査されることに同意します。

令和 年 月 日

本店所在地 ※1	
商号又は名称	
代表者職氏名	
電話番号	

※1 建設業許可上の主たる営業所の所在地

証 明 願

(協力雇用主登録及び保護観察対象者等の雇用実績に係る証明書)

岡山保護観察所長 様

申請者 本社所在地

商号又は名称

代表者職氏名

岡山市競争入札参加審査申請に使用するため、下記のとおり、協力雇用主として登録があり、雇用実績があることについて証明願います。

記

証明依頼日	令和 年 月 日
協力雇用主登録日	平成・令和 年 月 日
保護観察対象者等の雇用期間 (証明依頼日以前2年間において、 同一者を継続して3か月以上雇用し たこと)	平成・令和 年 月 日 ～ 平成・令和 年 月 日

※保護観察対象者等とは、更生保護法（平成19年法律第88号）第48条に定める保護観察対象者及び同法第85条に定める更生緊急保護の対象となる者をいう。

※雇用形態（常用、有期等）は問わない。

※証明依頼日において、現に雇用している場合は雇用期間の終期は証明依頼日を記入。

※協力雇用主登録日及び保護観察対象者等の雇用期間を訂正したものは不可。

添付書類：上記の雇用実績を証明する資料（被雇用者の出勤簿、タイムカード、シフト表等の写し）

申請者が協力雇用主として登録があり、上記の期間保護観察対象者等の雇用実績があることを証明します。

令和 年 月 日

証明者 岡山保護観察所長 印

【測量，建設コンサルタント業務等】【役務】【物品】【食料品】部門別提出書類一覧

◆令和4年1月更新申請分から登録証明・許可の写しの提出が不要になりました。◆

※更新申請の審査状況により、登録証明・許可の写しを求める場合もあります。

No.	添付書類 (PDF形式等)	対 象	摘 要
①	財務諸表	全業者	<ul style="list-style-type: none"> ・直前の決算期のもの。ただし、会社合併等の組織変更があった場合は、直前の決算期以外のものを求めることがあります。 ・法人の場合は、「貸借対照表」及び「損益計算書」（法人名が記載されているもの） ・個人業者で青色申告の場合、「所得税の確定申告書(控)」及び「青色申告決算書」 ・個人業者で白色申告の場合、「所得税の確定申告書(控)」及び「収支内訳書」
②	社会保険の適用事業所ではないことの申出書	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の市内業者 ・職員数5人以上の市内個人業者 ※上記のうち該当者のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記対象者のうち健康保険又は厚生年金保険の加入義務がない方のみ提出してください。 ・指定様式「社会保険の適用事業所ではないことの申出書」に加入義務がない（適用を除外されている）理由を記入してください。

※ 許認可が必要な業種を引き続き登録を希望する場合には、許認可があることを確認してください。

※ 登録証明（登録証明書等）の写しの提出は不要ですが、許可についての変更事項がある場合は変更届を提出してください。

※ 「①財務諸表」及び「②社会保険の適用事業所ではないことの申出書」は、「コンサル」、「役務」、「物品」及び「食料品」のうち2部門以上に登録がある場合は1通でかまいません。

■ 「測量，建設コンサルタント業務等」部門に登録されている方へ

登録証明（登録証明書等）の写しの提出は不要ですが、登録内容を確認し、国土交通省の登録の有無が変更になった等、変更事項が発生した場合は速やかに変更届を提出してください。

■ 「測量」を希望している場合

・測量業登録

※委任先がある場合は、委任先の登録

■ 「建築関係建設コンサルタント」の建築一般を希望している場合

・建築士事務所登録証明書

※委任先がある場合は、委任先の建築士事務所登録証明書

■ 「土木関係建設コンサルタント業務」，「地質調査業務」及び「補償コンサルタント業務」を希望している場合

・国土交通省の登録

■ 「役務業務」部門に登録されている方へ（参考資料の提出について）

次の書類は発注の際に参考にする場合がありますので、該当があれば提出してください。（記載内容については審査の対象ではありません。）

No.	添付書類 (PDF形式等)	対 象	摘 要
①	技術者数一覧	該当者のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・記載すべき技術者がいない場合は提出不要。 ・登録している希望業種に必要な職員の免許，検定又は認定等の資格要件が法令等で定められている場合は，指定様式「技術者数一覧」に記入。 ※登録のある希望業種に係るもののみ提出してください。 ※希望業種を変更する場合は，変更後の内容で提出してください。
②	業務実績調書	該当者のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・記載すべき実績がない場合は提出不要。 ・直前1年間に請け負った主な業務について指定様式「業務実績調書（役務）」に記入。 ※登録のある希望業種に係るもののみ提出してください。 ※希望業種を変更する場合は，変更後の内容で提出してください。 ※別様式のものでも可(商号又は名称や業務名等の必要事項を余白等に必ず記入してください)

■ 希望業種を変更する場合の添付書類 ※変更を希望しない場合は、添付の必要はありません。

本市へ登録していない希望業種を追加するなど、希望業種を変更する場合は、その業種に必要な許認可の登録証明（登録証明書、営業許可証明書等）を添付してください。（次ページ以降参照）

更新申請における希望業種変更の適用は、申請月の翌月からです。更新期限内に更新した場合は、登載期間更新の適用日と異なります。岡山市ホームページに掲載の有資格者名簿で審査結果を確認する際はご注意ください。

□ 測量コンサルタント、建設コンサルタント業務の希望業種変更をする場合

更新申請における希望業種変更の対象は本市へ登録していない希望業種の追加ですが、変更届等の対象（国土交通省登録の「無」から「有」への変更又は希望業種の削除等）について記載があるときは、希望業種変更調書を変更届等の代替書類として取扱います。この場合における変更届等の対象の適用日は、希望業種変更と同時に（申請月の翌月から）になります。ただし、許可の喪失や国交省登録の削除による変更の場合は変更届のみの受付となります。更新申請後、変更が生じたときは遅滞なく「岡山市入札参加資格審査申請変更届」を提出してください。書類の不備、不足等がある場合は不受理となり、希望業種変更の結果に反映されません。

希望業種	変更前	変更後	提出書類
測量（測量一般・地図の調製・航空測量）	希望なし	希望あり（1）	希望業種変更調書でのみ変更可（更新申請時）
	希望あり（1）	希望なし	変更届
建築関係建設コンサルタント（建築一般）	希望なし	希望あり（1）	希望業種変更調書でのみ変更可（更新申請時）
	希望あり（1）	希望なし	変更届
建築関係建設コンサルタント（建築一般以外）	希望なし	希望あり（2）	希望業種変更調書でのみ変更可（更新申請時）
	希望あり（2）	希望なし	変更届
土木関係建設コンサルタント（各業種） 地質調査 補償関係コンサルタント（各業種）	希望なし	希望あり（1）	希望業種変更調書でのみ変更可（更新申請時）
	希望なし	希望あり（2）	希望業種変更調書でのみ変更可（更新申請時）
	希望あり（1）	希望なし	変更届
	希望あり（1）	希望あり（2）	変更届
	希望あり（2）	希望あり（1）	変更届
	希望あり（2）	希望なし	変更届

※（ ）内の数字は国土交通省登録等の有無 1は国土交通省登録等あり、2は国土交通省登録等なし

□ 役務の希望業種変更をする場合

許認可の登録証明（登録証明書、営業許可証明書等）を提出される際、契約締結先（本社又は委任先）が許認可等を受けていることが法令で定められている業種については、契約締結先のものを出してください。

申請月の月末までに有効期限が切れる場合は希望できません。有効期限の更新中の場合は更新手続き中であることがわかる書類を提出してください。商号・代表者の変更、一部業種の廃業等により、許可証明書等の当該箇所が現状と異なっている場合は、変更の事実を確認できる書類（行政庁の受理印のある変更届など）の写しか、管轄の省庁等で最新の内容の証明等を取付したものを出してください。（岡山市への変更届が未提出の場合は至急提出してください。）

参考資料の提出について

次の書類は発注の際に参考にすることがありますので、更新申請書と併せて提出してください。（記載内容については、審査の対象ではありません。）

添付書類 (PDF形式等)	対象	摘要
技術者経歴書	該当者のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・記載すべき技術者がいない場合は提出不要。 ・新たに希望する業種に必要な職員の免許、検定及び認定等の資格要件が法令等で定められている場合に提出。 ※ 指定様式「技術者経歴書」に必要事項を記入。 ※ 同一項目の別様式のものでも可。（商号又は名称を記入） ※ 新たに希望する業種に係る有資格技術者についてのみ記入。
営業用機械器具調書	該当者のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・記載すべき機械器具がない場合は提出不要。 ・新たに希望する業種の営業用に使用している主な機械器具について記入。 ※ 指定様式「営業用機械器具調書」に記入。 ※ 同一項目の別様式のものでも可。（商号又は名称を記入） ※ 新たに希望する業種に係る機械器具のみ記入。

□ 物品の希望業種変更をする場合

更新申請による希望業種変更の対象は、**希望業種（業種（大分類）、業種細区分（小分類））の変更**ですが、変更届等の対象（業種細区分の削除、取扱品名又は取扱メーカーの変更等）について記載があるときは、希望業種変更調書を変更届等の代替書類として取扱います。この場合における変更届等の対象の適用日は、希望業種変更と同時（申請月の翌月から）になります。ただし、**希望業種で必要な許可の喪失による場合は変更届のみの受付**となります。更新申請後、変更が生じたときは遅滞なく「**岡山市入札参加資格審査申請変更届**」を提出してください。

参考資料の提出について

次の書類は発注の際に参考にする場合がありますので、更新申請書と併せて提出してください。
（記載内容については、審査の対象ではありません。）

添付書類 (PDF形式等)	対象	摘 要
印刷機械設備等 調書	業種大分類 「印刷」 希望者のみ	<ul style="list-style-type: none">・指定様式「印刷機械設備等調書」に必要事項を記入。・同一項目の別様式のものでも可。（商号又は名称を記入）

【役 務】業種区分及び許認可等一覧表

※希望業種を新たに追加する場合は、業種細区分（小分類）の業務に対応した各種許認可等を証する書類を提出してください。

業 種		許認可等の名称等	
大分類	業種細区分（小分類）	登録に必ず必要なもの	根拠法令
101 警備	A 人的警備	・警備業認定	・警備業法
	B 機械警備	・警備業認定 ・機械警備業務開始届	・警備業法
102 清掃	A 庁舎・事務所清掃		
	B 道路・公園の清掃		
	C 用水路の清掃		
103 浄化槽・貯水槽	A し尿浄化槽清掃	・浄化槽清掃業許可（※岡山市の許可等を受けたもの）	・浄化槽法
	B し尿浄化槽点検	・浄化槽保守点検業者登録（※岡山市の許可等を受けたもの）	・浄化槽法
	C 貯水槽の清掃・点検	・建築物飲料水貯水槽清掃業登録（※契約締結先で登録したもの）	・ビル管理法
104 下水管	A 下水管清掃		
	B 下水管カメラ調査		
	Z その他下水管		
105 廃棄物	A 一般廃棄物収集運搬	・一般廃棄物収集運搬業許可	・廃掃法
	B 一般廃棄物中間処理・最終処分	（下記のうちどちらか1つの許可等で登録可） ・一般廃棄物処分業許可 ・一般廃棄物処分場設置許可	・廃掃法
	C 産業廃棄物収集運搬	・産業廃棄物収集運搬業許可	・廃掃法
	D 産業廃棄物中間処理・最終処分	・産業廃棄物処分業許可	・廃掃法
	E 特別管理産業廃棄物収集運搬・処分	（下記のうちどちらか1つの許可等で登録可） ・特別管理産業廃棄物処分業許可 ・特別管理産業廃棄物収集・運搬業許可	・廃掃法 ・廃掃法
	Z その他廃棄物		
106 保守・点検・管理	A 機械設備		
	B 電気設備		
	C 通信設備		
	D 消防設備	・消防用設備業届出（※岡山市の許可等を受けたもの）	・岡山市火災予防条例
	E 医療機器		
	Z その他保守・点検・管理	（地下タンク点検を行う場合） ・地下タンク等定期点検事業者認定	
107 施設の運転管理・保守	A ごみ処理施設、下水処理施設等		
	B 施設の消毒・防除・防虫		
	C 薬品等入れ替え業務		
	Z その他施設の運転管理・保守		

【役 務】業種区分及び許認可等一覧表

※希望業種を新たに追加する場合は、業種細区分（小分類）の業務に対応した各種許認可等を証する書類を提出してください。

業 種		許認可等の名称等	
大分類	業種細区分（小分類）	登録に必ず必要なもの	根拠法令
108	樹木等保護管理	A 樹木の剪定	
		B 草刈, 除草	
		C 山林	
109	検査・測定	A 環境測定及び計量証明事業	(計量証明事業を希望する場合) ・計量証明事業登録
		B 検診・医療検査・衛生検査	
		Z その他検査・測定	
110	研究・調査・計画	A 研究・調査・計画	
111	クリーニング	A クリーニング	・クリーニング検査確認証又は証明
		Z その他洗濯	
112	給食	A 給食等調理・配食サービス	
113	製作等	A 映画・ビデオ・マイクロフィルム・写真	
		B テレビ・ラジオ広告, 番組	
		C 新聞, 雑誌広告	
		D その他広告	
		E デザイン	
		F 文化財製作等	
		G 会議録, 翻訳	
114	イベント	A イベント	
115	電算	A データ入力	
		B システム開発・運用・保守	
		C ウェブコンテンツの作成	
		Z その他電算	
116	運送	A 貨物運送, 運行	(下記のうちどちらか1つの許可等で登録可) ・一般貨物自動車運送事業許可 ・貨物軽自動車運送事業届出
		B 旅客運送, 運行	・旅客自動車運送事業許可
117	観光, 旅行	A 観光, 旅行業務	・旅行業許可
118	倉庫業	A 倉庫業	・倉庫業登録
119	研修	A 各種研修等の企画・講師派遣	
120	保険	A 保険業	・保険業免許 (金融庁のホームページ掲載の生命保険会社一覧又は損害保険会社一覧が最新の内容であれば当該ページの写しで代替可) ※代理店の場合は代理店証明

【役 務】業種区分及び許認可等一覧表

※希望業種を新たに追加する場合は、業種細区分（小分類）の業務に対応した各種許認可等を証する書類を提出してください。

業 種		許認可等の名称等		
大分類	業種細区分（小分類）	登録に必ず必要なもの	根拠法令	
199	その他の委託	A 封入封緘		
		B 受付, 案内, 電話交換		
		C 医療事務		
		D 気象観測・予報		
		Z その他委託 (どの分類にもない業務)	(特定信書便事業を希望する場合) ・特定信書便事業許可	・民間業者による信書の送達に関する法律
201	人材派遣業	A 人材派遣業	・(一般) 労働者派遣事業許可 (契約締結先で許可等を受けたもの)	・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
301	賃貸等	A パソコン等 (ソフトウェアを含む)		
		B 自動車		
		C 仮設建物		
		D 医療機器・理化学機器		
		E その他リース		
		F レンタル		
		G 寝具賃貸		

【物品】業種区分及び許認可等一覧表

※希望業種を新たに追加する場合は、業種細区分（小分類）の業務に対応した各種許認可等を証する書類を提出してください。

業種		許認可等の名称等	
大分類	業種細区分（小分類）	登録に必ず必要なもの	根拠法令
1 印刷	A 一般		
	B フルカラー		
	C フォーム		
	D シール・ラベル		
	E 陽画・マイクロ		
	F オンデマンド印刷		
	G 製本		
	H その他		
2 用紙	A 用紙		
	B 封筒		
3 OA機器	A パソコン・プリンター・周辺機器		
	B ソフトウェア（既製品）		
4 事務用品	A 各種文房具		
	B スチール製品		
	C 事務用機器		
	D 選挙用品		
	E その他		
5 印判	A 印章・ゴム印		
6 学校用品	A 学校用具		
	B 保育用具		
7 楽器	A 音楽ソフト		
	B 洋楽器		
	C 和楽器		
8 書籍	A 図書		
	B 図書券・図書カード		
	C 図書館用品		

【物品】業種区分及び許認可等一覧表

※希望業種を新たに追加する場合は、業種細区分（小分類）の業務に対応した各種許認可等を証する書類を提出してください。

業種		許認可等の名称等	
大分類	業種細区分（小分類）	登録に必ず必要なもの	根拠法令
9 衣料・繊維	A 事務服・作業服・防寒衣（縫製）		
	B 消防服（縫製）		
	C 白衣・調理服（縫製）		
	D 衣料（既製品）		
	E 寝具		
	F タオル等		
10 ゴム・皮革	A 靴・カバン・雨具		
	B 手袋類		
11 インテリア	A 木工家具（製造）		
	B カーテン・暗幕		
	C ステージ幕		
	D 一般家具		
	E 表具		
12 輸送機器	A 軽自動車		
	B 普通車		
	C 自転車・バイク		
	D 産業用車両		
	E 自動車用品・タイヤ		
	F 車輛整備	(下記のうちどちらか1つの許可等で登録可) ・自動車分解整備事業認証 ・自動車特定整備事業認証	・道路運送車両法
	G その他		
13 機械工具・器具	A ポンプ・バルブ類		
	B 電動工具		
	C 物置		
	D 駐車場・駐輪場システム		
	E 生ゴミ処理機		
	F その他		

【物品】業種区分及び許認可等一覧表

※希望業種を新たに追加する場合は、業種細区分（小分類）の業務に対応した各種許認可等を証する書類を提出してください。

業種		許認可等の名称等	
大分類	業種細区分（小分類）	登録に必ず必要なもの	根拠法令
14 電気機器	A 一般家電		
	B 視聴覚機器		
	C 視聴覚ソフト		
	D 電気機械器具		
	E 通信用機械器具		
	F その他		
15 時計・眼鏡	A 時計		
	B 眼鏡		
	C 貴金属		
16 測量・測定	A 測量・測定機器	(計量器を希望する場合) ・計量器製造業（修理業、販売業）届出	・計量法
17 医療・薬品	A 医療用機器		
	B 理化学実験機器		
	C 福祉・介護用品		
	D 保健器具		
	E 医薬品・試薬品	(下記のうちどれか1つの許可等で登録可) ・医薬品販売業許可 ・薬局開設許可 ・毒物劇物一般販売業登録	・薬事法 ・毒物及び劇物取締法
	F 医療用ガス		
	G 家庭用薬品・衛生材料		
18 化学工業薬品	A 工業薬品・防疫薬品		
19 写真関係	A カメラ・フィルム		
	B 現像焼付		

【物品】業種区分及び許認可等一覧表

※希望業種を新たに追加する場合は、業種細区分（小分類）の業務に対応した各種許認可等を証する書類を提出してください。

業種		許認可等の名称等	
大分類	業種細区分（小分類）	登録に必ず必要なもの	根拠法令
20 標識・看板	A 標識・看板		
	B 懸垂幕・ゼッケン		
	C バッジ・記章		
21 日用品・雑貨	A 日用品・雑貨・金物		
	B ビニール製品(製造)		
	C 合鍵		
	D 塗料		
22 厨房	A 厨房機器		
	B 食器類		
23 運動用具	A 運動具		
	B 体育施設		
	C テント		
24 消防	A 消防ポンプ・消防自動車		
	B 消防用品		
25 石油	A ガソリン・軽油	(下記のうちどちらか1つの許可等で登録可) ・石油販売業届出 ・揮発油販売業登録	・石油の備蓄の確保等に関する法律 ・揮発油等の品質の確保等に関する法律
	B 重油	(下記のうちどちらか1つの許可等で登録可) ・石油販売業届出 ・揮発油販売業登録	・石油の備蓄の確保等に関する法律 ・揮発油等の品質の確保等に関する法律
	C 白灯油	(下記のうちどちらか1つの許可等で登録可) ・石油販売業届出 ・揮発油販売業登録	・石油の備蓄の確保等に関する法律 ・揮発油等の品質の確保等に関する法律
26 ガス	A 天然ガス		
	B 都市ガス		
	C プロパンガス	(下記のうちどちらか1つの許可等で登録可) ・高圧ガス販売業届出 ・液化石油ガス販売業登録	・高圧ガス保安法 ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
	D ガス器具等		

【物品】業種区分及び許認可等一覧表

※希望業種を新たに追加する場合は、業種細区分（小分類）の業務に対応した各種許認可等を証する書類を提出してください。

業種		許認可等の名称等	
大分類	業種細区分（小分類）	登録に必ず必要なもの	根拠法令
27 農林関係	A 生花各種		
	B 種・苗・肥料等		
	C ペット用品・飼料		
28 贈答品	A 記念品・贈答品		
29 その他物品	A その他物品	（電力を希望する場合） ・小売電気事業者登録（「小売電気事業を営もうとする者の登録について」） ※ただし資源エネルギー庁のホームページ掲載の登録小売電気事業者一覧が最新であれば当該ページの写しで代替可	・電気事業法
30 不用品買受	A 金属スクラップ等	・金属くず取扱業届出	・都道府県金属くず取扱業条例
	B 自動車	・古物営業許可	・古物営業法
	C バイク	・古物営業許可	・古物営業法
	D 古紙		
	E その他		
31 原材料骨材	A 骨材		
32 原材料材木	A 材木		
33 原材料セメント	A セメント		
34 原材料乳剤	A 乳剤		
35 原材料上下水用機材	A 人孔鉄蓋		
	B 水道メーター		
	C その他		
36 原材料建材	A ガラス		
	B 畳		
	C その他		
37 原材料道路資材	A 道路資材		
38 その他原材料	A その他原材料		